1	個別事-	共														
	数 瑠			経営管理第 3者(丙)	<b>尾施権</b> の	)設定を	受け		ろ又は: ・ 車部な		表理事組合長	長 新 井 利	睭	(住所又は所在地) 群馬県藤岡市藤	■ 3117番地の1	
	整 理番 号	酉2R5-	1	A	巨七七十年 才		トス士	(名和			<u> </u>		ا (ت	(所在地)	に回り111年近ック1	
	ш У			[呂官 <i>垤』</i> [村(乙)	<b>や旭作</b> る	以政化 9	2111	(411/	(11)	藤岡市長	新井新	<b>準</b> 博			平須327番地	
	あか	経営管理	宝施林	金の設定	を受に	トス森ホ	<b>未 ( A `</b>	)		ı	ı	経営管理実施	<del>*</del> *	の販売による収益から伐		
-	1 17	·压口 日 4				- O MAKA	(11)	, 	1	l .	先歩の方法	権に基づいて	採等	に要する経費を控除して	乙に支払われるべき	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実 施権の始期	ILH HH	行われる経営 管理の内容	なま	3利益がある場合において 3に支払われるべき金銭	金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
							TIG.	120 132	П		(B)	(C)		(D) の額の算定方法	の似り昇足が仏	
1			185			スギ	52									
2		779-1						ヒノキ	76							
3			113 1		186-3	山林	1.72	スギ ヒノキ	44			別添1の①参照		別添2の①参照		集R5-1
4					186-4	<u> </u>		ヒノキ	76			3313. 2 · Op /		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		ALIO 1
5	- 藤岡市三派	は川今電区	796	175	190		0.34		76	2023. 12. 1	15年					
6	除	八川丁云庄	797		190		0.21		76	2023. 12. 1	(2038. 9. 30)					
7			813-甲	1	196	保安林	0.54	スギ	60							
8			813-Z		196	畑	0.06		60			別添1の②参照		別添2の②参照		集R5-2
9			818-甲	1	192	畑	0.11		71			MINIT VOES MI		William 5 AND SAME		来10 2
10			846-1		159-1	保安林	3.04	スギ ヒノキ	69							

1	1回力1事	只														
連	を 理 号	#1ne	る	営管理第 者(丙)	ミ施権の	)設定を	と受け		る又は <sup>2</sup> 東部都		表理事組合具	長 新 井 利	明	(住所又は所在地) 群馬県藤岡市藤	展岡3117番地の1	
<b>雪</b>	子 号	西R5-	経	営管理》 村 (乙)	<b>ミ施権</b> を	設定す	├る市	(名称	东)	藤岡市長	新井野	<b>推</b> 博		(所在地) 群馬県藤岡市中	平須327番地	
	丙が	経営管理	実施権	の設定	を受け	る森村	木 (A)	)			経営管理実	経営管理実施	木杉	の販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期		権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	なま	をに要する経費を控除して 6利益がある場合において 日に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
11		846-6 144							65							
12				141				54								
13					142	保安林		スギ	62			別添1の②参照		別添2の②参照		作 D F O
14			850		143	休女仆	1.41	7+	51			別称1の②参照		別称2の②参照		集R5-2
15	藤岡市三派	は川夕電豆		175	144				65	2023. 12. 1	15年					
16	際岡川二の	<b>以川丁去</b> 庇		175	145				87	2023.12.1	(2038. 9. 30)					
17			794-1		182		0.30	ヒノキ	68			別添1の③参照		別添2の③参照		集R5-3
18			793-1		181	山林	0.48		58							
19			822		177	шт	0.67	スギ	72			別添1の④参照		別添2の③参照		集R5-4
20			022		178		0.07	ヒノキ	51							

		<u> </u>															
	±4			経営管 る者		尾施権σ	設定を	受け		ろ又は <sup>2</sup>		丰畑吉如人目	並 井 刊	BB	(住所又は所在地)	<b>公四り117平地の1</b>	
	整 理番 号	西2R5-	1						_		林組合 代	表理事組合長	新 井 利	明		第岡3117番地の1	
	番 芳					を 施権を	設定す	トる市	(名和	尔)					(所在地)		
				町村	(乙)						藤岡市長	新井雅	其 博		群馬県藤岡市中	平須327番地	
	丙が	·経営管理	里実施	権の	設定	を受け	る森林	木 (A)	)			経営管理実		木材	けの販売による収益から伐	乙に支払われるべき	
番号	子 所	在	地看	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	歴呂官珪美施権の始期	44n BB	権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	なま	に要する経費を控除して 利益がある場合において に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
21			808	3		196	畑	0.45	スギ ヒノキ	60			別添1の⑤参照		別添2の⑤参照		集R5-5
22			659- (共有			215-1		0.79	スギ	54			別添1の⑥参照		別添2の⑥参照		集R5-6
23			795 (共有			180-2		0. 16	,	47							
24	藤岡市三	皮川字雲尾	818- (共 <b></b>	<del>-</del> )	175	192	山林	0. 29	スギ	71	2023. 12. 1	15年					
25		文川丁芸/宅	820 (共有	)	110	171	шик	0.02	ヒノキ	70	2023.12.1	(2038. 9. 30)	別添1の⑦参照		別添2の⑦参照		集R5-7
26			824 (共 <b>孝</b>			180-1		0.16	ヒノキ	48							
27			825 (共 <b>孝</b>			179		0.03	- /	51							
28			804 (共有			196	畑	0. 25	スギ	60			別添1の⑧参照		別添2の⑧参照		集R5-8
				-													

1	四/小尹 :	只														
車	<b>多</b> 理	#15 <b>.</b>	る	営管理) 者(丙)	≅施権0	)設定を	受け		名又は <sup>。</sup> 東部都		表理事組合長	長 新 井 利	明	(住所又は所在地) 群馬県藤岡市藤	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
東	巻 理 季 号	酉己R5-	経	営管理第	尾施権を	と設定す	つる市	(名和	东)					(所在地)		
			町	村(乙)						藤岡市長	新井和	単 博		群馬県藤岡市中	平須327番地	
	丙が	経営管理	実施権	の設定	を受け	る森林	木 (A)	)	•		経営管理実施権の支持	経営管理実施 権に基づいて	木材	の販売による収益から伐 に要する経費を控除して	乙に支払われるべき	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期	加権の行航 期間 (終期) (B)	行われる経営 管理の内容 (C)	なお	に安りる程質を程序して 利益がある場合において に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
29					223			ヒノキ	58							
30			811		224		2. 48	スギ ヒノキ	82			別添1の⑨参照		別添2の⑨参照		集R5-9
31					225	保安林		ヒノキ	68							
32					134	体女体			68							
33	藤岡市三波		872	175	135		1. 99	スギ	64	2023. 12. 1	15年	別添1の⑩参照		別添2の⑩参照		集R5-10
34	10 mm	7111 安/石		110	138				57	2023. 12. 1	(2038. 9. 30)	211111111111111111111111111111111111111		W100 5 42 60 5 W		**NO 10
35			914-1		29	山林	0. 15	ヒノキ	59							
36					129			スギ	58							
37			874		130	保安林	0.66	ヒノキ	69			別添1の⑪参照		別添2の⑪参照		集R5-11
38					131			スギ	84							

	他別事	^														
			紐	営管理	<b></b>   距権の	つ設定を	と受け		る又は					(住所又は所在地)		
	整 理番 号	<b>酉</b> 己R5−	1 2	者 (丙)						林組合 代	表理事組合長	新 井 利	明		<b>※岡3117番地の1</b>	
	番号	HLIKO	紐	営管理	に 施権を	と設定す	トる市	(名利	尔)					(所在地)		
			Ħ	「村(乙)						藤岡市長	新井和	単 博		群馬県藤岡市中	平類327番地	
	丙が	<sup>5</sup> 経営管理	実施権	産の設定	を受け	する森村	末 (A)	)			経営管理実	経営管理実施		けの販売による収益から伐	   乙に支払われるべき	
										経営管理実	施権の存続		採等	に要する経費を控除して	金銭がある場合にお	/++ <del>-</del>
番号	所	在	地番	林班	小班	₩目		現況	現況	施権の始期	期間 (終期)	行われる経営 管理の内容	なま	3利益がある場合において 『に支払われるべき金銭	ける当該金銭(E)	備考
	121	177	H	111-91	1 -71	~U H	ha	樹種	林齢		(B)	(C)	1	(D)の額の算定方法	の額の算定方法	
-							0.18				(2)					
39	藤岡市三	波川字雲尾 175						スギ	51	2023. 12. 1	15年	別添1の⑫参照		別添2の⑫参照		集R5-12
40	除[四] [] → [	849-2 173 127-2 畑					0.12	ヒノキ	44	2023. 12. 1	(2038. 9. 30)	別添1の⑬参照		別添2の⑬参照		集R5-13

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	する森林	木 (A)	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを	T 22 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	支払うべき時 期、相手方及 び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
1				185			スギ	52					
2		779-1		186-1		1. 72	ヒノキ	76					
3		779-1		186-3	山林	1.72	スギ ヒノキ	44			別添3の①参照		集R5-1
4				186-4	Ш//		ヒノキ	76			列都 3 VU 参照		朱N5-1
5	藤岡市三波川字雲尾	796	175	190		0. 34	スギ	76					
6		797		190		0. 21	スギ	76					
7		813-甲		196	保安林	0. 54		60					
8		813-乙		196	畑	0.06	スギ	60			別添3の②参照		生DE 0
9		818-甲		192	畑	0.11		71			別称 3 の②参照		集R5-2
10		846-1		159-1	保安林	3. 04	スギ ヒノキ	69					

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	る森林	木 (A)	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを	T 12 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	支払うべき時 期、相手方及 び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
11		846-6		144		0.02		65					
12				141				54					
13				142	保安林		スギ	62			別添3の②参照		集R5-2
14		850		143	体女体	1. 41	7+	51			列称 3 V/②参照		来11.5-2
15	藤岡市三波川字		175	144				65					
16	雲尾			145				87					
17		794-1		182		0.30	ヒノキ	68			別添3の③参照		集R5-3
18		793-1		181	山林	0. 48	ヒノヤ	58					
19		000		177	ТШТ	0.67	スギ	72			別添3の④参照		集R5-4
20		822		178		0.67	ヒノキ	51					

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

	丙が経営管理	!実施権	の設定	を受け	る森林	木 (A)	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを	エバフにD	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	支払うべき時 期、相手方及 び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
21		808		196	畑	0.45	スギ ヒノキ	60			別添3の⑤参照		集R5-5
22		659-1 (共有)		215-1		0.79	スギ	54			別添3の⑥参照		集R5-6
23		795 (共有)		180-2		0. 16		47					
24	藤岡市三波川字雲尾	818-乙 (共有)	175	192	山林	0. 29	スギ	71					
25	膝侧 印二 仮川 于 芸 尾	820 (共有)	175	171		0.02	ヒノキ	70			別添3の⑦参照		集R5-7
26		824 (共有)		180-1		0.16	ヒノキ	48					
27		825 (共有)		179		0.03		51					
28		804 (共有)		196	畑	0. 25	スギ	60			別添3の⑧参照		集R5-8

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付する とともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	る森林	木 (A)	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを	T 22 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	支払うべき時 期、相手方及 び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
29				223			ヒノキ	58					
30		811		224		2. 48	スギ ヒノキ	82			別添3の⑨参照		集R5-9
31				225	保安林		ヒノキ	68					
32				134	床女体			68					
33	藤岡市三波川字雲尾	872	175	135		1. 99	スギ	64			別添3の⑩参照		集R5-10
34	膝叫印二仮川于芸尾		175	138				57			列都 3 VJ 则参照		来10-10
35		914-1		29	山林	0. 15	ヒノキ	59					
36				129			スギ	58					
37		874		130	保安林	0.66	ヒノキ	69			別添3の⑪参照		集R5-11
38				131			スギ	84					

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

	丙が経営管理	実施権	の設定	を受け	る森林	木 (A)	)		Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを	T 22 7 7 7	
番号	所 在	地番	林班	小班	粗目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	備考
39	藤岡市三波川字雲尾	823	175	179	山林	0. 18	スギ	51			別添3の⑫参照		集R5-12
40	膝叫印二仮川于芸尾	849-2	175	127-2	畑	0.12	ヒノキ	44			別添3の⑬参照		集R5-13

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丙)

群馬県藤岡市藤岡3117-1

多野東部森林組合 代表理事組合長 新 井 利 明

権利の設定をする市町村(乙)

群馬県藤岡市中栗須327

藤岡市長 新井雅博

⊢14

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

#### 2 共涌事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益と補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 善管注意義務
  - ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
  - ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。
- (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4)報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

- (7)経営管理実施権の設定等の条件
  - ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
  - ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

- イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
- ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
- エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
- オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- (6) 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

#### (9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

#### (11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

#### (12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合((10)に掲げる事項による場合を除く。)は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

#### (13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象系	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。
				185	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
		779-1		186-1	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1		779-1		186-3	
)				186-4	
		796		190	
		797		190	
		813-甲		196	
	藤岡市三波川字雲尾	813-乙	175	196	
		818-甲		192	
		846-1		159-1	
2		846-6		144	
2				141	
				142	
		850		143	
				144	
				145	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。
3		794-1		182	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
		793-1		181	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
4		822		177	
		022		178	
5		808		196	
6		659-1 (共有)		215-1	
	藤岡市三波川字雲尾	795 (共有)	175	180-2	
		818-乙 (共有)		192	
7		820 (共有)		171	
		824 (共有)		180-1	
		825 (共有)		179	
8		804 (共有)		196	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象	森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。
		811		223	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
9				224	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				225	
	藤岡市三波川字雲尾			134	
10		872	175	135	
49				138	
		914-1		29	
				129	
11)		874		130	
				131	
12		823		179	
13		849-2		127-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係 る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
				185	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
		779-1		186-1	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準
		110 1		186-3	単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
1				186-4	<ul><li>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに 当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li></ul>
		796		190	(4. 留意事項) ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費 の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
		797	175	190	
		813-甲		196	
	藤岡市三波川字雲尾	813-乙		196	
		818-甲		192	
		846-1		159-1	
2		846-6		144	
0)				141	
				142	
		850		143	
				145	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	<ul><li>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</li><li>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</li></ul>
3		794-1		182	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
		793-1		181	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
4				177	○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準 単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とす る。
		822		178	<ul><li>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに 当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li></ul>
5		808	-	196	(4. 留意事項) ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
6		659-1 (共有)	(共有)     215-1       795 (共有)     175     180-2       818-乙     102		
	藤岡市三波川字雲尾	795 (共有)		180-2	
		818-乙 (共有)		192	
7		820 (共有)		171	
		824 (共有)		180-1	
		825 (共有)		179	
8		804 (共有)		196	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象	森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	<ul><li>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</li><li>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</li></ul>
				223	の記録として日本年には日本所のに版とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
9		811		224	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
				225	○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準 単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とす る。
				134	<ul><li>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに 当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li></ul>
(10)		872			(4. 留意事項) ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費 の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
10				138	
	藤岡市三波川字雲尾	914-1	175	29	
				129	
11)		874		130	
				131	
12		823		179	
13		849-2		127-2	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象	森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	< 時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
				185	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。
		779-1		186-1	○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
1		119-1		186-3	
				186-4	
		796	97 3-甲 3-乙 175 3-甲 6-1	190	
		797		190	
		813-甲		196	
	藤岡市三波川字雲尾	813-乙		196	
		818-甲		192	
		846-1		159-1	
2		846-6		144	
				141	
				142	
		850		143	
				144	
				145	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象	森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
3		794-1		182	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。
	793-1 181 (支払先) 甲の指定する口座	(支払先) 甲の指定する口座			
4		822		177	
				178	
5			196		
6		659-1 (共有)		215-1	
	藤岡市三波川字雲尾	藤岡市三波川字雲尾     795 (共有)     175 180-2       818-乙 (共有)     192       820 (共有)     171	180-2		
7			171		
		824 (共有)		180-1	
		825 (共有)		179	
8		804 (共有)		196	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象系	<b>森林</b>			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
				223	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
9		811		224	
				225	
		914-1 175 874		134	
10				135	
10				138	
	藤岡市三波川字雲尾		29		
			-	129	
11)				130	
				131	
12		823		179	
13		849-2		127-2	